

愛知県以外での法定講習受講承認申請及び宅地建物取引士証の交付手続について

愛知県知事の宅地建物取引士資格登録を受けた方で試験合格から1年を経過している方及び宅地建物取引士証の有効期限の更新を希望する方は、宅地建物取引士証の交付申請の際に、愛知県知事の指定する団体の実施する講習を受講する必要があります。

このとき、愛知県以外に在住または在勤していて、愛知県で実施する法定講習を受講できない場合は、愛知県以外で実施される法定講習を受講することができます。

注意 愛知県以外で法定講習を受講する場合は、受講当日に宅地建物取引士証の交付を受けることはできません。

1 愛知県以外で実施する法定講習を受講できる場合

- ① 住所または居所が愛知県以外にある
- ② 勤務先が愛知県以外にある

※愛知県以外での受講が認められる例

住所地	勤務先	愛知県以外での受講可否	受講可能会場
A 県	なし	○	A 県
A 県	A 県	○	A 県
A 県	B 県	○	A 県またはB 県
愛知県	C 県	○	C 県
C 県	愛知県	○	C 県
愛知県	愛知県	×	—

他都道府県での勤務先が宅建業者であって、申請者が宅建業に従事している場合は宅建士登録をその都道府県に移転できます。

2 受講の手続

- ① 受講を希望する法定講習実施団体に、
愛知県知事登録の宅地建物取引士が受講可能か
希望する日程の講習に予約の空きがあるか を確認してください。
- ② 愛知県以外での法定講習受講承認申請書を愛知県都市総務課建設業・不動産業室
不動産業グループまで提出（郵送可）してください。手数料はかかりません。

【必要書類】

- ・ 愛知県以外での法定講習受講承認申請書 正本2部
- ・ 顔写真 2枚（縦3cm×横2.4cm、2枚とも申請書に貼ること。）
- ・ 返信用封筒（長3定型封筒、84円分の切手を貼ること。）

※宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書（様式第7号）及び添付書類

宅地建物取引士資格登録簿に搭載されている内容（氏名、住所、本籍地、従事先）に変更がある場合はあわせて提出してください。

住所変更があつて、宅地建物取引士証の裏書が必要な場合は、宅地建物取引士証を同封のうえ、返信用封筒には434円分の切手を貼ってください。

③ 愛知県に申請書が到達してから 2 週間程度で愛知県以外での法定講習受講承認書（1 部）を申請者に送付します。**承認書の有効期間は発行から 6 か月**です。

④ 愛知県以外での法定講習受講承認書を添えて、受講を希望する講習実施団体に申込み、受講してください。

⑤ 法定講習受講後、講習実施団体から愛知県以外での法定講習受講証明書欄に証明（記名・押印）を受けてください。

⑥（公社）愛知県宅地建物取引業協会へ宅地建物取引士証交付申請をしてください。**新規交付の場合は講習受講から 6 か月以内に、更新の場合は現に有する宅地建物取引士証の有効期限までに**申請してください。郵送の場合は簡易書留またはレターパックなど追跡できる方法を利用してください。手数料分の現金を送る場合は、必ず現金書留を利用してください。

【必要書類】

- ・ 宅地建物取引士証交付申請書
- ・ 愛知県以外での法定講習受講証明書
- ・ 顔写真 2 枚（縦 3 cm×横 2.4 cm、1 枚は宅地建物取引士証交付申請書に貼付し、1 枚は宅地建物取引士証用として裏面に登録番号及び氏名を記入すること。）
- ・ 手数料 4,500 円（愛知県収入証紙または現金。愛知県収入証紙の場合は、宅地建物取引士証交付申請書の所定欄に貼ること。）
- ・ 返信用封筒（長 3 定形封筒に 434 円分の切手を貼ること。）

⑦（公社）愛知県宅地建物取引業協会に申請書が到達してから 2 週間程度で宅地建物取引士証が交付されます。

【愛知県以外での法定講習受講承認申請書提出先】

〒460-8501 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号
愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課建設業・不動産業室
不動産業グループ（電話 052-954-6582）

【宅地建物取引士証交付申請書提出先】【愛知県証紙購入についての問合せ先】

〒451-0031 愛知県名古屋市区城西五丁目 1 番 1 4 号
公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会（電話 052-524-5221）